

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納めていただいた方へ

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。社会保険料控除は、本人または生計を一にする配偶者その他親族が負担すべき社会保険料の支払いを行った場合に適用されます。

- ①特別徴収(年金天引き)の場合：特別徴収された本人にのみ適用されます。
- ②普通徴収(納付書または口座振替)の場合：保険料を実際に支払った人に適用されます。

平成 22 年中(平成 22 年 1 月～ 12 月)に納めた保険税(料)が対象となります。
納付金額は次の方法でご確認ください。

① 特別徴収の方

源泉徴収票の様式

平成22年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金		
扶養親族等 申告書の提出 有 無	本人 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外) 特別 その他	社会保険料の金額 217,700
支払を受ける者の年金の種別 支払を受ける者の年月日		
(摘要)		
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長		

平成 22 年中（1 月～ 12 月）に国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされた人には、年金保険者から左記の「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。源泉徴収票の社会保険料欄には、年金から天引きされた各保険税（料）の合計額が記載されています。確定申告書の社会保険の種類欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。（まとめて記載ができます）

※申告書記載例

第一表

社会保険料控除	2	1	7	7	0	0
---------	---	---	---	---	---	---

第二表

社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収票のとおり	217,700 円
合計	

(注 1) 障害年金、遺族年金を受給している人には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。
納付額の確認が必要な人は各担当窓口(下記問い合わせ先)へご相談ください。

(注 2) 年金から天引きされた保険税（料）に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から還付金額を差し引いて申告してください。

② 普通徴収の方

確定申告用

平成 22 年分 国民健康保険税納付証明書(申告用)

小郡市 番地

通知番号 838-01

小郡市 番地

平成 22 年分 後期高齢者医療保険料納付証明書(申告用)

小郡市 番地

通知番号

小郡市 番地

平成 22 年分 介護保険料納付証明書(申告用)

小郡市 番地

通知番号

小郡市 番地

平成 22 年中（1 月～ 12 月）に国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納付書および口座振替にて納めた人には、1 月末頃に左記の納付証明書を送付いたします。証明書中の納付済額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付金額を差し引いた額を記載しております。
※口座振替は平成 21 年度 6 期(平成 21 年 12 月末納期分)～平成 22 年度 5 期(平成 22 年 11 月末納期分)が対象になります。

●問い合わせ先 小郡市役所 ☎ 72-2111

《国民健康保険税について》 収納課収納係	内線 132、133
《介護保険料について》 介護保険課介護保険係	内線 452、453
《後期高齢者医療保険料について》 国保年金課医療・年金係	内線 422